
最近の披露宴では「映像演出」が欠かせない!? 8割の新郎新婦が利用 披露宴での音楽著作権(複製権)について、知っていた新郎新婦は3割弱

「一般社団法人音楽特定利用促進機構」(英語表記: Initiative for Special Uses of Music 以下、ISUM)は、ブライダルシーンで使われている音楽に関する調査を行いました。

この調査は、20代から40代の披露宴を開催したことのある新郎・新婦800人を対象に行ったものです。

また、3年以内に開催した400人と、3年以上10年以内に開催した400人を分けて、最近の傾向を分析しました。

【最近の披露宴で「映像演出」を利用した人は 80.5%】

披露宴でよく利用される「映像演出」には、「プロフィール映像」「エンディング映像」などがあり、新郎新婦の写真や動画を元に、音楽を使ってドラマチックに伝える演出方法です。

このような「映像演出」を披露宴で利用した人は、全体の70%でした。また、3年以内に開催した人は80.5%。そのうち1年以内に開催した人は85.0%となり、昨今ますます多く利用されていることがわかりました。利用されている映像演出で一番多いのが、「プロフィール映像」で54.8%。2位は「エンディング映像」40.5%。3位は「オープニング映像」24.4%となっています。

【映像演出DVDの音楽が変更されていた人が 11.0%】

披露宴で流した映像演出は、新郎新婦の思い出としてDVD等に残しておきたいものです。しかし、映像演出を「会場」や「ブライダル業者」に作成を依頼した人の内、手元に残ったDVDには披露宴の時と異なる音楽が入っていた人が、11.0%いました。

映像演出をDVDにコピーするためには、音楽著作権の「複製権」の手続きが必要です。しかしそれをせずに、オルゴール曲や著作権フリーの曲に変更したり、音楽を削除して、DVDを作成するケースがみられました。

【披露宴での音楽著作権(複製権)について、知っていた人は 28.5%】

映像演出などのように、披露宴で利用する楽曲をコピーして、CD、DVD、テープ等を作成する場合、著作権・著作隣接権の権利者に、許可・承認を得る必要があります。しかし、そのことを知っていた人は、28.5%でした。

【音楽著作権(複製権)の手続きをしなかった人は 63.3%】

実際に、楽曲をコピーしてCD、DVD、テープ等を作った人の内、音楽著作権(複製権)の処理をしなかった人は63.3%でした。著作権フリーの曲だけを選んで利用した人は13.6%。JASRACやレコード会社などの権利者と手続きをした人は1.6%。会場や業者などを通して手続きをした人は17%でした。

この調査結果を踏まえ、ISUMは、ブライダル業界及び音楽業界の共通の課題として、音楽著作権についての啓発活動をもっと活発化し、認知を広めるとともに、スムーズに手続きができるような環境を実現していく必要性を強く感じました。

本リリースに関するお問い合わせ先

一般社団法人音楽特定利用促進機構(ISUM : アイサム) 広報部 阿部 03-6427-4442 pr@isum.or.jp

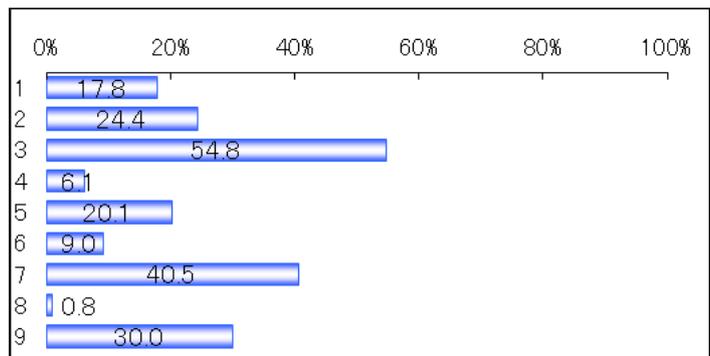
東京都渋谷区渋谷 2-10-15 NV I BLDG. 9 階 <http://isum.or.jp>

<<調査概要>>

調査方法	インターネットアンケート
調査実施機関	楽天リサーチ株式会社
調査実施期間	2014年6月6日～9日
対象地域	全国
対象者	披露宴を開催したことのある新郎新婦800名 3年以内に披露宴を開催(400名) 3年～10年以内に披露宴を開催(400名)
対象年齢	20代～40代

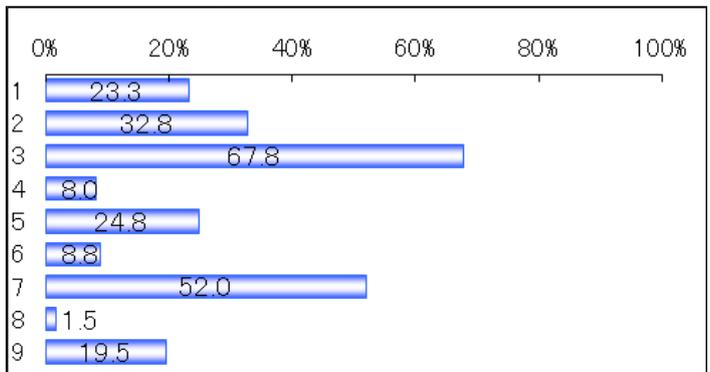
Q.披露宴でどのような映像演出を行いましたか。(いくつでも)

	全体	100.0	
1	ウェディング映像	17.8	70.0%
2	オープニング映像	24.4	
3	プロフィール映像	54.8	
4	再入場映像	6.1	
5	余興用映像	20.1	
6	ビデオレター	9.0	
7	エンディング映像	40.5	
8	その他()	0.8	
9	映像演出は無かった	30.0	30.0%



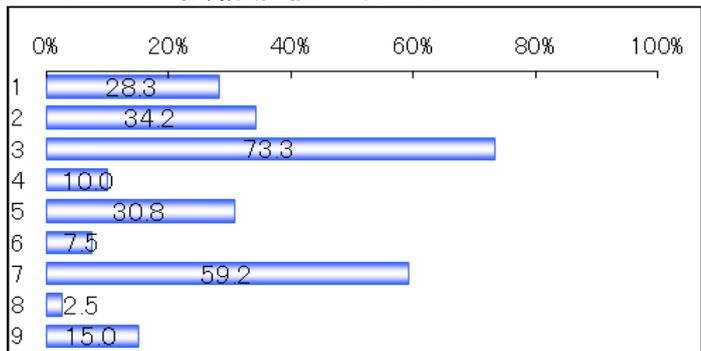
Q.披露宴でどのような映像演出を行いましたか。(いくつでも) <<披露宴開催 3年以内>>

	全体	100.0	
1	ウェディング映像	23.3	80.5%
2	オープニング映像	32.8	
3	プロフィール映像	67.8	
4	再入場映像	8.0	
5	余興用映像	24.8	
6	ビデオレター	8.8	
7	エンディング映像	52.0	
8	その他()	1.5	
9	映像演出は無かった	19.5	19.5%



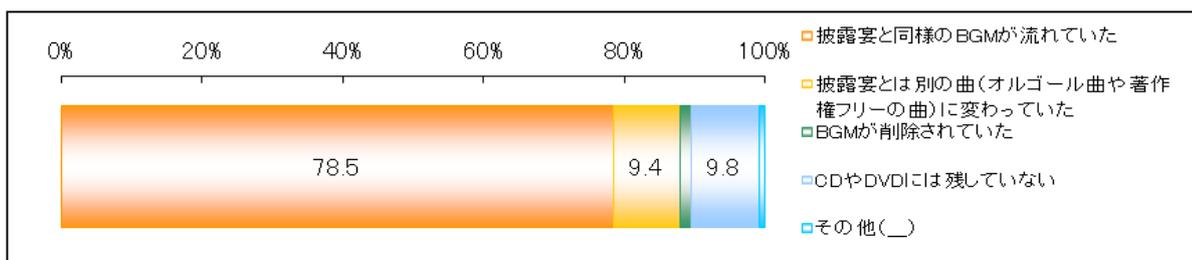
Q.披露宴でどのような映像演出を行いましたか。(いくつでも) <<披露宴開催 1年以内>>

	全体	100.0	
1	ウェディング映像	28.3	85.0%
2	オープニング映像	34.2	
3	プロフィール映像	73.3	
4	再入場映像	10.0	
5	余興用映像	30.8	
6	ビデオレター	7.5	
7	エンディング映像	59.2	
8	その他()	2.5	
9	映像演出は無かった	15.0	15.0%



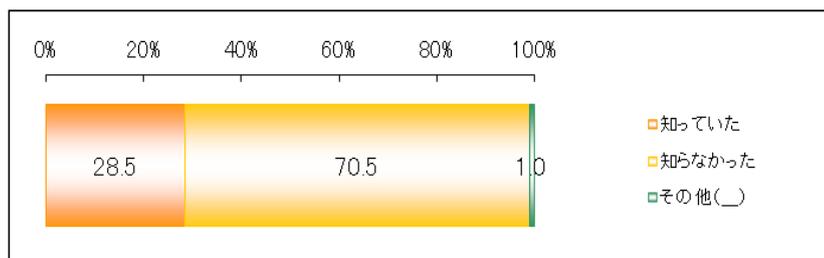
Q.披露宴が終わった後映像演出をCDやDVDとして、手元に残されたと思いますが、その際BGMはどのようになっていましたか。
 <<映像演出を、会場やプライダル業者に作成を依頼した人のみに聞きました。>>

		100.0	
1	披露宴と同様のBGMが流れていた	78.5	78.5%
2	披露宴とは別の曲(オルゴール曲や著作権フリーの曲)に変わっていた	9.4	11.0%
3	BGMが削除されていた	1.6	
4	CDやDVDには残していない	9.8	9.8%
5	その他()	0.8	0.8%



Q.披露宴で利用する(利用した)楽曲をコピーして、CD・DVD・テープ等を作成する際、著作権・著作隣接権の権利者に許可・承認を得る必要がありますが、そのことはご存知でしたか。(具体的には、「プロフィールビデオでの楽曲利用」「披露宴の録画」「利用したいBGMをまとめたCDの作成」等の時に権利者の許可・承認が必要です。)

		100.0
1	知っていた	28.5
2	知らなかった	70.5
3	その他()	1.0



Q.楽曲をコピーして、CD・DVD・テープ等を作成した際、著作権・著作隣接権の手続きはどのようにされましたか。

		100.0
1	そのことは知らなかったため、手続きはしなかった。	63.3
2	著作権フリーの曲だけを選んで作ったので、手続きはしなかった。	13.6
3	JASRACやレコード会社等の権利者と手続きをした。	1.6
4	依頼した人(会場、外部の業者など)から説明があり、手続きは彼らを通して行った。	17.0
5	その他()	4.5

